

## 当座勘定規定(専用約束手形口用)

スルガ銀行 株式会社

### 第1条(当座勘定への受入れ)

- ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受け入れます。
- ② 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。
- ③ 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- ④ 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

### 第2条(証券類の受入れ)

- ① 証券類を受け入れた場合には、当店で取り立て、不渡り返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- ② 当店を支払場所とする証券類を受け入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

### 第3条(本人振込み)

- ① 当社の他の本支店又は他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当社で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。また、証券類による振込みについても、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- ② 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

### 第4条(第三者振込み)

- ① 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に取り扱います。
- ② 第三者が当社の他の本支店又は他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第3条と同様に取り扱います。

### 第5条(受入証券類の不渡り)

- ① 前三条によって証券類による受入れ又は振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を預金者に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引き落とし、預金者からの請求があり次第その証券類は受け入れた店舗、又は振込みを受け付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、預金者を通じて返却することもできます。
- ② 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

### 第6条(手形、小切手の金額の取扱い)

手形、小切手を受入れ又は手形を支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。

### 第7条(手形の支払)

- ① この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。
- ② 当座勘定の払戻しの場合には、当社所定の請求手続をしてください。

### 第8条(手形用紙)

- ① 当店を支払場所とする専用約束手形を振り出す場合には、当社が交付した用紙を使用してください。
- ② 手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。
- ③ 専用約束手形用紙以外の手形用紙及び小切手用紙は交付しません。

### 第9条(手数料)

前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当社所定の手数料を支払ってください。

### 第10条(支払の範囲)

- ① 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金を超える場合には、当社は、その支払義務を負いません。
- ② 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れ又は振り込まれた支払資金により支払います。なお、15時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当社は責任を負わないものとします。
- ③ 手形の金額の一部支払はしません。

## 第 11 条(支払の選択)

同日に数通の手形の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金を超えるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。

## 第 12 条(印鑑等の届出)

- ① 当座勘定の取引に使用する印鑑(又は署名鑑)は、当社所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届け出てください。
- ② 代理人により取引をする場合には、預金者からその氏名と印鑑(又は署名鑑)を前項と同様に届け出てください。

## 第 13 条(届出事項の変更)

- ① 手形、手形用紙、印章を失った場合、又は印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届け出てください。
- ② 前項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- ③ 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、届出住所に対する当社からの通知若しくは送付する書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 第 14 条(印鑑照合等)

- ① 手形、請求書、諸届書類等に使用された印影又は署名を届出の印鑑(又は署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、その手形、請求書、諸届書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
- ② 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取り扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- ③ この規定及び別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

## 第 15 条(振出日、受取人記載漏れの手形)

- ① 手形を振り出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日又は受取人の記載のない手形が呈示された場合は、その都度連絡することなく支払うことができます。
- ② 前項の取扱いによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

## 第 16 条(自己取引手形等の取扱い)

- ① 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払をすることができます。
- ② 前項の取扱いによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

## 第 17 条(利 息)

当座預金には利息をつけません。

## 第 18 条(残高の報告)

当座勘定の受払又は残高の照会があった場合には、当社所定の方法により報告します。

## 第 19 条(譲渡、質入れの禁止)

この当座預金、預金契約上の地位その他この取引に係る一切の権利は、譲渡又は質入れすることはできません。

## 第 20 条(反社会的勢力との取引拒絶)

この当座勘定は、第 22 条第2項第1号、第4号 A から F 及び第5号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 22 条第2項第1号、第4号 A から F 又は、第5号 A から E の一にでも該当する場合には、当社はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

## 第 21 条(取引の制限等)

- ① 当社は、預金者の情報や具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。また、預金者情報に変更があった場合は速やかに当社に届け出てください。  
預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答、届出いただけない場合には、入金、払戻、各種手続等について、本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
- ② 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻、各種手続等について、本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
- ③ 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当社の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当社所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当社に届け出た在留期間を超過した場合は、入金、払戻、各種手続等について、本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。

- ④ 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、又は預金者の説明内容やその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、若しくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻、各種手続等について本規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。
- ⑤ 第1項から第4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合は、当社は当該取引の制限を解除します。

## 第22条(解約)

- ① この取引は、預金者の都合でいつでも解約することができます。ただし、当社に対する解約の通知は預金者の署名捺印又は署名した書面によるものとします。
- ② 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると当社が判断し、取引を継続することが不適切であると当社が判断する場合には、当社はこの取引を停止し、又は解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。
  1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  2. この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると合理的に認められる場合
  3. 第21条第1項から第4項までのいずれかの定めに基づく取引の制限が1年以上にわたり解消されない場合
  4. 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - A. 暴力団
    - B. 暴力団員又は暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
    - C. 暴力団準構成員
    - D. 暴力団関係企業
    - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
    - F. その他前各号に準ずる者
  5. 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
    - E. その他前各号に準ずる行為
- ③ 当社は、長期間にわたりこの当座勘定の受払がない場合は、いつでもこの取引を解約することができます。
- ④ 当社が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着し又は到達しなかったときは、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- ⑤ 預金者が手形交換所の取引停止処分を受けたために、当社が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

## 第23条(取引終了後の処理)

- ① この取引が終了した場合には、その終了前に振り出された手形であっても当社は、その支払義務を負いません。
- ② 前項の場合には、未使用の手形用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

## 第24条(手形交換所規則による取扱い)

- ① この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- ② 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむを得ない事由により緊急措置が取られている場合には、第7条第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- ③ 前項の取扱いによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

## 第25条(個人情報情報センターへの登録)

個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6ヵ月間)登録し、同センターの加盟会員及び同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。

1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約された場合
2. 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
3. 手形交換所の不渡報告に掲載された場合

#### **第26条(規定の変更)**

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合は、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

以上  
(2024年4月1日現在)

#### **付則**

##### **第1条**

2024年4月1日より、当座勘定の新規受付を停止しております。

##### **第2条**

2024年4月1日より、2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受入を停止しております。

以上